

I R（統合型リゾート）に関するグループインタビュー（帯広会場） 議事録

日時：令和元年 10 月 18 日（金）18：30～19：30

場所：十勝総合振興局 4 階 AB 会議室

〔道からの説明〕

（道担当者）

今日の趣旨についてご説明します。

昨年 7 月に I R 整備法が成立し、直近では横浜市が誘致表明をされるなど、今、全国各地で I R 導入に向けた動きが本格化しています。私たち北海道は、まだどちらとも判断せず I R 誘致の是非について検討を行っている状況ですが、報道機関の世論調査で、I R のことをよく知らない方々が多くいらっしゃるという結果が出ました。そこで道では、この冊子を作成してわかりやすい情報の発信に努め、皆様方に十分な情報をご提供したうえで、お手元のアンケート調査票などを用いてご見解、お考えをお伺いすることにしました。

今日は住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上の方々のうち、参加にご承諾くださった方々にお集まりいただいています。9 月の下旬から札幌、函館などで、順次開催しているところです。

これから、この冊子を用いて I R とは何かご説明し、ご意見・ご質問を承ったうえでアンケート調査にご協力をいただく流れを進めたいと思います。

では、この冊子に基づいて説明を差し上げたいと思います。資料は 3 部構成となっており、まず始めに「I R とはそもそも何か」、次に「I R を導入した場合の効果」、「導入した場合の懸念・課題」の 3 つに分けて作成しています。

ページをめくっていただきまして、「そもそも I R って何？」と一番上に書いてありますが、昨年 7 月に成立した I R 整備法の中で、「特定複合観光施設・I R」は「カジノ施設と国際会議場施設、展示場施設のほか、日本の伝統文化芸術などを活かした公演などによる観光の魅力を増進する施設、日本各地にお客さんを送り出す送客施設、宿泊施設から構成される一群の施設であって、民間事業者によって一体で設置・運営されるもの」と定義づけられています。

それをわかりやすく絵にしたものがこのページで、I R は会議場やホテル、ショッピング、レジャー施設などの様々な施設とともに、それらを収益の面から支えるカジノを民間事業者の資金で整備・運営する施設となります。枠囲みで一番下の方に書いてありますが、例えばディズニーリゾートやユニバーサルスタジオのようなリゾート施設と、パシフィコ横浜などのコンベンション施設を一体的に運営するイメージで、その他に、日本の伝統文化などの魅力を発信する施設などが設けられるものになっています。

世界にどういった I R があるのかを、次のページから 3 つほどご紹介しています。

カジノやIRと言うと、ラスベガスが一番先に思い出されるのではないかと思うのですが、今のラスベガスはカジノだけではなく、ホテルやエンターテインメント施設など様々な施設が併設され、大規模な会議や展示会なども開催されています。アメリカ国内でも有数の展示会ビジネスの盛んな地域であって、今現在はカジノ以外の部門の売上げがIR全体の6割以上を占める状況です。

次にご紹介しているのが、ドイツのバーデン・バーデンです。ラスベガスのようなきらびやかなものだけではなく、自然や地域の特性を活かしたIRもあるということでご紹介をしています。

次はシンガポールのセントーサ島です。日本型IRはシンガポールの例を参考にして制度設計されていますが、2010年に開業され、ユニバーサルスタジオシンガポール、水族館など家族3世代で楽しめる様々な施設が整備されています。

次ページからは、3部構成のうち二つ目、IRを導入した時にどんなメリットがあるのかを記載しています。仮に北海道にIRを設置した場合、直接的な効果として、北海道にいらっしゃる方々が増加し、そこから税収が増加することが想定されます。

道庁では、平成29年度に経済効果の試算を実施していますが、最初に申し上げますと、海外におけるIRの集客実績や国内のレジャー動向などをもとに試算しています。昨年7月にIR整備法が成立する以前の試算なので、前提条件にまだ不確定な要素も多い中での試算となります。仮に北海道にIR誘致をする場合には、施設の規模や内容を明らかにしたうえで、より精緻な計算が必要となりますが、29年度の試算では、IRへの訪問者数が最大で年860万人、全体の売上高としては最大で年約1,560億円という結果が出ています。

また、IR整備法では、日本人などの入場者に対して24時間単位で6,000円の入場料が賦課されると定められています。そのうち半分の3,000円と、カジノ行為の粗収益のうち15%については、カジノ事業者から都道府県等への納付が法律で義務づけられています。それらからもたらされる税収等が、最大で年間約234億円と試算しています。

IR整備法では、都道府県等は納付金を観光振興や地域経済の振興に関する施策、社会福祉の増進、文化芸術の振興に関する施策などに充てるとされていますので、例えば航空・鉄道・バスなどの二次交通の充実や、既存のギャンブルも含めた総合的な依存症対策など、全道的な課題解決のための安定財源としても期待されているところです。

こうした経済効果・税収効果だけではなく、北海道経済全体に与えるインパクトとしては、IRに関連する新たな産業や雇用の創出によって、北海道経済の好循環がもたらされることが期待されます。北海道経済は公共事業に依存する構造が強いので、IRを契機として関連する産業への民間投資を呼び込み、今まで道外に流れていた資本が道内で循環し、民間主導の経済構造への転換が加速することが期待されます。今、若い方々が特に求める職種や待遇が道内にないことで、道外に流出している人材のUIターンの促進も期待されると考えられます。ただ、今は人手不足が非常に懸念されている状況なので、仮にIRが設置されるとなっても、人材確保の手法によっては人手不足を助長する懸念もあります。仮に誘致する

となった場合には、道外に職を求めている若年層のマッチングや、道外からのU I ターンの促進、外国人材の受入などに重点を置いた取組が必要と考えられます。

以上が北海道経済全体へのインパクトなどを含めたメリットです。

これからは、I R 設置に伴って考えられる懸念や、不安の声をまとめています。始めに「I R にカジノを設置するのはなぜ？」とありますが、この質問をよくいただきます。始めに申し上げたように、I R 整備法では、カジノ施設と国際会議場や宿泊施設などが一群の施設として規定されているので、カジノは法律で必須とされています。今政府が導入を目指している日本型 I R は、非常に大規模で質の高い国際会議場やホテルなどを民間事業者が整備運営するものなので、それらの施設を維持し、更にお客さんを呼び込むために常に魅力ある施設とするには、新たな投資を継続して行わなければなりません。カジノはそのための安定した収益源として位置づけられています。

日本型 I R に設置されるカジノは、厳しい規制と管理のもとに特別に合法化するものです。刑法 185 条・186 条で賭博は違法行為とされていますが、国が設置したカジノ管理委員会の免許を受けたときには、カジノ行為区画で行う、免許に係る種類のカジノ行為は、刑法の 185・186 条を適用しないとなっています。

また、カジノの収益は I R の維持と投資だけに使われるのではなく、収益のうち 30% が国と地方に 15% ずつ納められ、公益のために活用される仕組みになっています。今現在、日本の国内で公益のために合法化されているギャンブルとしては、宝くじ、競馬、競輪などがありますが、一番最後にそれらを比較・整理して取りまとめています。

参考情報として、今世界各国でカジノを認めている国がどのくらいあるか記載しています。2013 年時点のデータで、世界 201 か国・地域のうち、127 か国・地域で合法化されている状況です。

ここでは、カジノと他のギャンブルの比較を整理しています。カジノにはどのような規制が設けられているのかを整理したのですが、I R の設置が許可されるのは全国で最大 3 か所となっています。また、I R に設置されるカジノの総床面積は、ホテルや国際会議場など、I R 施設全体の床面積の 3% 以下と法律で決められています。オンラインカジノは禁止としており、カジノへの安易な入場を抑えるため、日本人などについては 1 日あたり 6,000 円の入場料が徴収される仕組みになっています。

ギャンブル依存症のほか、社会的な影響については全国的にも懸念の声が多い状況です。カジノという新たなギャンブルを解禁することによって、ギャンブル依存の問題が発生するリスクがあることは事実です。こうしたリスクを最小化するために、国ではカジノに触れる機会を限定し、開設を全国で最大 3 か所までとするほか、オンラインカジノは禁止します。また 6,000 円の入場料賦課、連続 7 日間で 3 回まで、28 日間で 10 回までと入場制限などの規制が仕組みづけられています。

また I R 事業者に対しては、ギャンブル依存に関する従業員研修や、相談窓口などについての情報提供等が法律で義務づけられています。昨年 7 月に I R 整備法が成立したのとは

ほぼ同じタイミングで、国ではギャンブル等依存症対策の抜本的な強化を図るため、ギャンブル等依存症対策基本法を制定しました。これは、カジノは今の日本国内にはありませんが、既存のパチンコや競馬などでギャンブル依存症に悩まれている方々を含めて、依存症対策の抜本的な強化を図ることになります。北海道においても今、IRの誘致にかかわらず、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく推進計画の策定を進めているところです。今後はこの推進計画のもと、ギャンブルで悩む方々を一人でも少なくしていくために、自治体や支援機関などが連携し、発症・進行・再発予防といった各段階に応じた依存症対策に取り組むとしています。

実際の他国の状況です。始めに、政府が導入を目指す日本型IRが参考としているシンガポールのデータを記載しています。シンガポールは2010年にIRを開業していますが、IR開業前から依存症対策の国家機関をつくったり、依存症専門のクリニックを設立するなどして、包括的な依存症対策を行っており、依存症の比率が2011年には2.6%、2017年には0.9%と減少傾向にあるというデータがあります。

このようにきちんと対策が練られていて、データとして依存症の比率が少なくなっている例もあるのですが、うまくいかなかった例もあります。事例1はギャンブル依存症などの社会的影響対策が不十分だったため、カジノにのめり込む人や依存症、治安の悪化が問題となった事例です。

事例2は過当競争の事例です。カジノ以外の収益源を見いださずに競争が激化して、一時的にカジノの倒産が相次いだ事例です。これらから、仮にIRを誘致する場合には、開業する前に様々な影響を想定してきちんと対策を考えることが大切とわかります。

今、ギャンブル依存症に対する懸念の声が全国的にも非常に聞かれますが、そのほか青少年の健全育成や、反社会的勢力の治安への影響などにも懸念の声があります。IR整備法の中では、事業者には従業員だけではなく株主や取引先にも反社会的勢力がいないかなど厳しい背面調査が行われる仕組みになっています。そのうえで健全な事業者にだけ免許が交付され、IRを運営できることとなっています。

また、カジノ施設への入場もマイナンバーカードで本人確認をし、反社会的勢力は警察からも情報提供されるため入場できない仕組みとなっています。これは同じく20歳未満の者もカジノに入場できない仕組みになります。

また、たばこのCMのように、カジノの広告についても非常に限定して、暮らしの中でカジノの広告が目に見えることがない仕組みになっています。

その他色々な課題があります。非常に大規模な施設になるので、IRに限らず、大規模な施設を整備する際は自然環境への影響が懸念されます。

また、継続して運営できる設備の方向性もきちんと検討しなければなりませんし、インフラ整備をどうするのかなど、いろいろな課題がある状況です。誘致をする場合にはいろいろなことに配慮し、それを踏まえてきちんと考えていかなければなりません。

一番最初に申し上げたように、道では今、誘致の是非について検討している段階で、まず

はこのような仕組みについて丁寧に情報をご提供して、みなさんがどういうことに期待をし、不安を感じられるかなどの意向をお伺いしていくこととしています。

I R整備法はボリュームがあってわかりにくいのですが、今日は仕組み、制度について、簡潔にまとめた形でご説明したところです。

今日お答えできないものは、後ほどお電話等でご回答差し上げることも可能です。ご質問等あればおねがいします。

〔ご質問・質疑等〕

(参加者 A)

北海道としては、I Rを持ってきたらいいという方向性の中での話ということですよ。

(道担当者)

この前、新聞にも出ましたが、9月の道議会で、知事が誘致の是非の判断を年内にすると答弁しました。その判断の参考のひとつとするのが、みなさんから今集めている意向の調査結果なので、北海道としては誘致したいということではなく、今は誘致の是非を検討している状況です。

(参加者 A)

施設は全部揃えなければいけないのですよね。

(道担当者)

法律ではそうなっています。民間事業者が整備をすることになっています。

(参加者 A)

それなら国際会議なんて、国でつくって引っ張ってきてくれるのという話ですよ。

だから、儲かるならやればいだろうし、儲からないならやらない方がいいですよ。つくった方がいいが潰れてしまうのならやらない方がいいのだろうし。先ほどお金の話も多少出てきましたけど、最大で 234 億円、道に入るお金はいくらですか。国と折半して 120 億くらいが入るということですか。

(道担当者)

これは道庁に税込等として入る予測が、最大で年 234 億ということですよ。

(参加者 A)

最小だったら、最悪だったらどのくらいという考え方はないのですよね。トントンで経営が

できるとかできないとか、経営判断はしていないということですね。

(道担当者)

まだ法律ができる前の試算で、施設の規模がどのくらいなど明確な条件がない中で、海外の事例などをもとに算出したものです。経営ができるかどうかは、私どもとしては試算をしていません。

(参加者 A)

経営できなきゃ困る。やる必要がないですね。

(道担当者)

民間事業者が整備、運営をしていくものなので、民間事業者にきちんと努力をしていただくことになります。

(参加者 B)

これは札幌でやる試算でしょう？

(道担当者)

札幌でやるということではありません。道は長い間検討しているのですが、北海道内で誘致をしたいという自治体が…

(参加者 B)

仮に、稚内でやる場合と釧路でやる場合、札幌でやる場合は全然違ってくるでしょう。だからこれは、あくまでも札幌での試算っていうことですよ。

(道担当者)

北海道内で手を挙げた自治体は、留寿都村、釧路市、苫小牧市です。

この資料は先ほど申し上げたように、そもそも I R とは何か、みなさんに理解を深めていただく必要があるとしてつくったものですが、今年 4 月に、北海道としての I R に関する基本的な考え方を取りまとめている、その過程で留寿都だった場合、釧路だった場合、苫小牧だった場合の試算をしています。ここに出ている最大でというのは、苫小牧に誘致をした場合の数字になります。

(参加者 B)

土地が余っているからね。苫小牧誘致は何でもしっかりしているものね。

(参加者 A)

テーマパークは、まともなものが来れば人は来るでしょうが、道内で入場者数 50%というのは、どの程度のテーマパークが来るかの問題ですよね。絶対ユニバーサルとかディズニールランドは無理でしょう。中途半端なものが来たって、人は集まらないよね。

(道担当者)

どのような施設が来て、ちゃんとそれを継続的に運営できるようにするかというのは非常に大事なことだと思います。

(参加者 A)

民間というのは、外国籍の会社でもいいということでしょう。

(道担当者)

そうです。外国でも日本でも良いです。

(参加者 A)

北海道にできるとなると、冬場、災害時などありますよね。大きな災害、川や風、雨、特に北海道は雪で、予約を入れていても全く行けないとか、そういうこともすごく大きくなるのではないかと思います。その負担は自分たち民間の人たちが見なければいけなくなると思います。それが一番怖いのではないかと思いますし、海外から北海道に来るには、すごい交通費を使うのではないかと思いますよね。だから大金持ちしか来られない感じがしますし、依存症になるということは、絶対楽しいと思うのですよ。私もなるかもしれないと思うくらい。主婦としては、もし自分が依存症になった時にお金がなくなったり、家族崩壊ですよ。その時のケアは誰がしてくれるのかとなってしまいます。それは自分でしょと言われてしまうのですけれども、そうなるわかっているなら、私は反対かなと思いますね。

(道担当者)

先ほど、10 ページでもご説明をしましたが、国ではパチンコなどのほか、I R のカジノも含めて依存症に悩まれる方々を対象とした法律をつくっています。

(参加者 A)

ただ、依存症になられた方のケアは完璧にさせていただけると思うのですが、その家族のケアまでではないですよ。

(道担当者)

家族のケアも含めています。

(参加者 A)

知り合いではないのですけれども、パチンコにはまっているなどよく聞く話で、あちこちありますよね。サラ金からお金を借りてしまったとか、家族が路頭に迷うような話を何件か聞いてきたこともあります。こんな大きなものをつくると、1件や2件なんて、ささやかなものでしょという感じになってしまったらまずいのではないのでしょうか。一番怖いのはそれかなと、主婦として思うのです。

(道担当者)

大事なご意見だと思います。今までギャンブル依存症対策が十分ではなかった中で、既存の依存症を含めた対策が必要という国の考えからギャンブル等依存症対策基本法が制定されました。カジノの依存症対策としても、日本人などでは24時間で6,000円の入場料や、7日間で3回までの入場制限など規制の仕組みを考えているところですが、そこは大事なご意見だと思います。

(参加者 A)

民間がやれば、その3回だけではなくてしょっちゅう来るのではないかと思います。カジノだけではなくて、一緒につくっている施設も民間の人たちの施設ということですよ。

(道担当者)

民間事業者が整備します。

(参加者 B)

依存症になりやすいのは、多分ちょっとした掛け金でわっと儲かったりするから癖になったりするのです。そもそもカジノは、入場だけで6,000円がかかるとか、1回賭けるにもそれなりの金額が必要だというイメージです。ある程度の富裕層じゃないとカジノに入場すらできないのではないかと思います。カジノに行った人がすぐにはまるかな、というのが私の率直な印象です。依存症はやっぱりすごく心配だとは思いますが、言い方は悪いのですが、ちまちましたギャンブルよりはなりにくいのではないのかなという気がします。

(参加者 C)

今までの歴史の中からいくと、カジノはラスベガスにしてもそうですが、日本人も結構借金した人がいるけれども、1回目、2回目は喜ばせて、その後から依存症になっていく。最初は喜ばせるのですよ。日本のヤクザ、昔の江戸時代とかそういう前から、みんなそうなの。最初は喜ばせるのです。喜んで勝った勝ったと知らないうちに、今度は夢中になるから借りてでもつぎ込む。

(道担当者)

そういうことがないように、今回新しく導入するカジノでは、声かけをするなどといった仕組みも考えられています。

(参加者C)

民間が経営となると、北海道の山や水源地を買うなど中国資本がますます入り込んでくるのではないかな。今、ニセコなど、これから日本人よりも外国人が多くなって、どうなってくるのかなど。外国資本が知らない間に入ってくるという可能性があるし、日本のヤクザも、オレオレ詐欺などでは上の方ではヤクザだけれど下の呼び込みや電話かけをする末端は一般人がアルバイトのように利用されている。そのように手を変え品を変え入り込んでくるのではないかという心配があります。

(道担当者)

反社会的勢力の排除は、先ほどもご説明しましたが、法律の中できちんと背面調査を厳しくしたうえで、クリアしたところに免許を交付されるとなっています。

(参加者C)

一応法律ではそうなっているけれど、現実の今の日本の社会にだってヤクザはなくなっていない。

(参加者A)

今も農家などに意外と外国人労働者が入ってきていますよね。病院や介護にもベトナムなどいろいろなところから入っています。多分、こういう施設ができるとそういう方がたくさん入ってくると思います。それは別に全然かまわないと思いますが、そういう人たちの生活面の日本的な受入体制や、日本人との交流なども何か計画の中に入っているのですか？

(道担当者)

それらについての仕組みに特段の決めはありません。今も倶知安などでそういう問題はあると思います。たくさん外国の方々が来ているので、ごみ出しなどでの問題も町ではあるようです。もし北海道で誘致するとなったときには、誘致する自治体や北海道としても考えなくてはいけないことだと思います。

(参加者A)

そうですね。生活の仕方も外国人の方と日本人では、ごみの出し方一つにしても違ってくると思うのです。そういう生活面のマナーなど、どんだんきちっと決めていかないと、法

律的な事態になっても構わないのではないかと思います。ただ北海道の自然は壊したくないなと思います。

(道担当者)

自然環境にも懸念の声はよくいただくのですが、I Rだけではなく大規模な施設を開業するときには、そこはきちんとやらなければならない点だと思います。外国人労働者の方もニセコ・倶知安などでどんどん増えていますし、他の地域もそうだと思います。北海道に限らず日本全体の課題であると思います。

(参加者C)

私は、継続的な運営ができるのかなと思うのです。最初は珍しくて数年はお客さんが来ると思いますが、これを見ると道内5割、道外3割、海外2割のお客さんで860万人が来るとなっています。これが継続的に何年も来るのだろうかと思います。6,000円も入場料を取るのであれば、一回行けばもう行かない、もの珍しさで一回行けばいいと、リピーターはやっぱりいない、日本人のお客さんは行かなくなってしまうと思うのです。ディズニーランドなどは毎年新しい施設やイベントを催して、リピーターを呼んでいますけれど、そうはならない気がします。また、海外のお客さんの方が多くなると思うのですけれど、日韓関係などを見てもそうですし、災害などがあった場合は海外のお客さんは来なくなってしまうこともあるので、そういう難しさはないのかなと思います。

(道担当者)

本当に大事なご意見だと思います。まず一点目のインバウンド、国際観光は政治的なことや自然災害、為替の問題などですごく変動が大きいので、I Rだけではなく、北海道・日本全体としても考えなければならない問題だと思います。

また、6,000円の入場料は依存症防止のための入場制限として、日本人などのカジノ入場にだけ賦課されるもので、他のエンターテイメント施設などへ行くときにはかかりません。

おっしゃられた意見のとおり、継続的に運営ができるようにするには、民間事業者できちんと収益を上げて、その収益で魅力を増進していく設備投資などをしていかななくてはなりませんので、魅力的なエンターテイメントを発信していくほか、国際会議の誘致も必要ですし、それにかかるお金をカジノで収益を上げていく必要もあるけれども、ラスベガスの事例でご説明したように、カジノだけに頼らず他の施設でも魅力を発信し続けていかなければならないと思います。

(参加者C)

留寿都や苫小牧だと、飛行機と、新幹線もできたので列車で来る人もいるかもしれませんが、釧路だと空路からのお客さんだけかと思うのですが、そういう点でも地方は難しい感じ

がしますね。関東や首都圏だとお客さんもそれなりに集まると思いますが、長崎のハウステンボスなど、大きな施設をつくったけれど長年お客さんが来なくて苦戦しているのを見ているし、成功するのはなかなか難しいのではないかなと思います。

(道担当者)

集客は、非常に大きな課題かもしれないですね。

(参加者D)

まだ道としてはカジノの誘致の是非は判断していないということですが、報道によると「誘致するには苫小牧が本命だ」という記事も見たように記憶しているのですけれども。

(道担当者)

今年4月に「基本的な考え方」を取りまとめており、その叩き台は地域にも赴いて道民の皆様方へ説明して、道のホームページにも掲載しているのですが、その中で北海道にIRを導入するとした場合の基本的なコンセプトや、優先すべき候補地を検討しています。有識者懇談会で、手を挙げていた釧路、留寿都、苫小牧について日本型IRに求められる要件に関する意見をいただくなどし、道では、IRを誘致することにした場合、苫小牧市の候補地を優先することが妥当という考え方をまとめています。

(参加者D)

方向性としてはそういうことなのですね。

そのうえで、5ページのとおり最大で234億円の税収が見込まれる。先ほどの冒頭のご説明で、それ相当の額を観光振興などに当てなければいけないというお話があったかと思うのですが、道の税収が234億円増えた際に、交付税など国からもらうお金が減って、差し引き234億円まるまる道の税収になるのだろうかという気がしています。今あるお財布に単純に税収234億円が乗っかるのではなくて、今あるお財布から国のお小遣いが減らされて、そこに234億円乗せたら増えたのは数億円などということにならないのかなと思いました。

(参加者C)

それはなるんじゃない？それは当たり前だもの。交付税は基本的に、豊かなところに出すのではないから。

(参加者D)

法で納付額相当分を振興策に使えと言ったら、今ですら税収が厳しい中で、使い道が制限されてさらに苦しくなるのではないかな。

(参加者D)

5 ページで全道的な課題解決のための安定財源と書いてあって、二次交通や観光客の問題は今も全道的な課題となんとなくわかるのですが、依存症対策は今すでに全道的な課題と道は認識しているのですか？

(道担当者)

国が昨年、パチンコなどの既存の依存症対策を目的とした法律をつくっています。北海道としても、それを踏まえて推進計画をつくっている段階で、総合的な依存症対策は必要という認識です。

(参加者D)

これはアルコールとかそういうことも？

(道担当者)

いえ、ギャンブルです。

(参加者D)

あくまでもギャンブルの総合的な依存症対策ということなのですね。わかりました。

税収がどのくらいになるかわからないのですが、J Rの問題などあって、今の道内の交通網の維持すら難しくなっていますし、先ほどもお話にあったように、多分カジノを使うのはインバウンドなど裕福な層が多いので、北海道に来た方がカジノに来てそのまま道内を周遊すると考えた時に、二次交通の充実に税収を充てていただくことが道内の発展にも繋がるし、ひいては十勝なども恩恵にあずかれる気がするので、前向きに進めていただいているのではないのかなと。

依存症対策も、シンガポールの例を見るとかなり減った例もあるようなので、やり方によっては今より状況が改善するのだろうなという印象も受けたので、今計画をつくられるならばそういうことを含めて取組を進めてもらいたいと思います。

最後に1点だけ。13 ページの青少年健全育成に向けた取組で、20 歳未満のカジノ入場禁止となっているのですが、成人年齢が18 歳に引き下げられると思うのですが、それでも20 歳という基準になるのでしょうか。法律で18 歳で成人なら、18 歳未満がダメなのかと思ったのですが。

(道担当者)

I R整備法では20 歳ということになっています。

(参加者C)

たばことアルコールは20歳のままでしたっけ。

(参加者D)

ではそれと一緒に考え方ということですかね。

(道担当者)

今は20歳が未成年ですね。

(参加者A)

公費は一切入れないということですよ。

(道担当者)

整備運営に関しては民間事業者が行います。

(参加者A)

カジノ利益に対して30%納付とありますが、それをどうやって監視する体制ができてい
るのかということです。パチンコ屋なんて儲かって。そこを民間に任せて30%もらう、収
入はあるとおっしゃるけど、どうやって監視していけるのか疑問です。

(参加者C)

それが大変で、黒字であっても赤字だと。サラリーマンはそんなことできない、源泉徴収
されるから。

(道担当者)

カジノ管理委員会でカジノ事業者に対する監査や報告徴収、立入検査などの監督処分を
行う仕組みになっています。

(以上)